

香芝市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第 1 8 号

香芝市都市公園条例の一部を改正する条例

香芝市都市公園条例（昭和 5 2 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 祭礼のために火気を使用すること。

第 7 条第 2 項を削る。

第 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項第 5 号、第 7 条の 3、第 1 1 条の 2 第 2 項、第 2 1 条の 2 から第 2 1 条の 4 まで、第 2 1 条の 5 第 1 項並びに第 2 1 条の 6 中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 2 2 条ただし書を削る。

別表第 1 に次のように加える。

香芝市スポーツ公園	香芝市スポーツ公園プール
-----------	--------------

別表第 3 を次のように改める。

別表第3（第11条の2、第21条の6関係）

1 有料公園施設の使用料

(1) 香芝市高塚グラウンド

区分	8:00～10:00	10:00～12:00	12:00～14:00	14:00～16:00	16:00～18:00	18:00～21:00
	850円	850円	850円	850円	850円	1,200円
備考 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。 (1) 入場料を徴収する場合 (2) 商品等を展示又は販売する場合 (3) その他これらに準ずる場合 2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。 3 市内に在住又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。						

(2) 香芝市高塚テニスコート

区分（1コートにつき）	7:00～9:00	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
備考 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。 (1) 入場料を徴収する場合 (2) 商品等を展示又は販売する場合 (3) その他これらに準ずる場合 2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。 3 在住在勤者以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。							

(3) 香芝市スポーツ公園プール

室名	区分		使用料
プール	夏期	高校生以上	1日当たり800円 回数券（11日分）8,000円
		小・中学生	1日当たり400円 回数券（11日分）4,000円
	夏期以外	高校生以上	1日当たり600円 回数券（11日分）6,000円
		小・中学生	1日当たり300円 回数券（11日分）3,000円
	屋内プール専用利用		1コースにつき1時間当たり

	1,800円					
室名	区分及び使用料					
多目的室	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	12:00～21:00	9:00～21:00
	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円
会議室	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	12:00～21:00	9:00～21:00
	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円
備考 1 「夏期」とは、7月1日から9月30日までをいう。 2 小学校就学前の乳児及び幼児のプールの使用料は、無料とする。 3 「屋内プール専用利用」とは、屋内プールの特定のコースを団体で専用して利用することをいう。 4 屋内プール専用利用は、各種大会のための使用に限る。 5 屋内プール専用利用の場合で入場料等を徴収するときは、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。 (1) 入場料を徴収する場合 (2) 商品等を展示又は販売する場合 (3) その他これらに準ずる場合 6 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。 7 在住在勤者以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。						

2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条第1項に1号を加える改正規定、第7条第2項を削る改正規定、第7条の2第1項及び第2項第5号、第7条の3、第11条の2第2項、第21条の2から第21条の4まで、第21条の5第1項並びに第21条の6の改正規定並びに第22条ただし書を削る改正規定は、公布の日から施行する。